ふじみ野市立勤労福祉センター条例新旧対照表

現行

(使用料)

第10条 施設等の利用権利者は、別表第1<u>から別表第3まで</u>に定める使用 料を許可と同時に前納しなければならない。

改正案

(使用料の免除)

第11条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

別表第1(第10条関係)

ホール

時間区分	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	<u>全日</u>
使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
平日	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	9,000	<u>13, 600</u>	<u>17, 600</u>	<u>36, 100</u>
土曜日、日	12,000	<u>17, 600</u>	<u>22, 800</u>	47, 100
曜日、休日				

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- <u>2</u> 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。) 又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの

(使用料)

第10条 施設等の利用権利者は、別表第1、<u>別表第2又は別表第3</u>に定める 使用料を許可と同時に前納しなければならない。

(使用料の免除)

第11条 市長は、施設等の利用権利者が、公用若しくは公共用又は公益 を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認 めるときは、前条の使用料を免除することができる。

別表第1(第10条関係)

ホール使用料

時間区分	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	<u>全日</u>
使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
平日	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	9,000	<u>16, 000</u>	<u>22, 000</u>	<u>45, 000</u>
土曜日、日	<u>12, 000</u>	<u>21, 000</u>	<u>29, 000</u>	<u>59, 000</u>
曜日、休日				

備考

- 1 使用区分中、平日とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 使用料の減算又は加算の額
 - (1) ホールの準備又は練習のため舞台のみ使用する場合の減算

- 者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合 の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 <u>ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又は</u> これらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の 合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用す る場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 4 利用者が1人当たり1,000円以上の入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合の使用料は、この表の金額に1.5を乗じて得た額とする。
- <u>5</u> 利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 6 時間延長をした場合の1時間当たりの使用料は、当該区分の使用料(当該区分の使用料の額に加算した加算額を含む。)の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 7 利用者が連続して複数の時間区分においてホールを利用する場合は、各時間区分の間の時間もホールを利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

額は、使用料の30%相当額

- (2) 市外居住者の利用又は市外居住者が主として利用する場合 の加算額は、使用料の50%相当額
- (3) ホール使用者が入場料金、その他これに類する料金(以下「入場料金」という。)を徴収する場合の加算額は、次に定める率を乗じて得た額
- ア 入場料金が500円以下の場合 20%相当額
- イ 入場料金が500円を超え、2,000円以下の場合 30%相当額
- ウ 入場料金が2,000円を超え、3,000円以下の場合 50%相当額
- 工 入場料金が3,000円を超える場合 80%相当額
- (4) ホール使用の時間が超過した場合(夜間及び全日を除く。)の 延長料金は、次のとおりとする。

時間区分	12:00~13:00	<u>17:00~18:00</u>
使用区分		
平日	<u>円</u>	<u>円</u>
	3,000	4,000
土曜日、日曜日、休日	4,000	<u>5, 250</u>